

船舶事故等調査報告書（軽微）

1	船舶事故	計	22件
2	船舶インシデント	計	6件
		合 計	28件

平成24年5月25日

船舶事故等調査報告書（軽微）一覧

（仙台事務所）

- 1 水上オートバイちえっと J E T 乗揚
- 2 作業船アポロ転覆

（横浜事務所）

- 3 モーターボート昭人丸漁船飛弘丸衝突
- 4 モーターボートサンライズ・カメ乗揚（定置網）
- 5 漁船第七米丸手漕ぎボート一若丸衝突
- 6 水上オートバイ S e a ・ソルジャー浸水
- 7 ヨットベアトリクス乗揚（定置網）
- 8 モーターボート TSUBAKI 火災
- 9 漁船第二十一勇仁丸運航阻害

（神戸事務所）

- 10 船種船名不詳漁船鳳丸衝突
- 11 漁船恵比寿丸漁船福勢丸衝突
- 12 貨物船日麟丸漁船第十清丸衝突
- 13 漁船第八十八太和丸衝突（岸壁）
- 14 漁船田井丸浸水
- 15 漁船第十五伊勢丸浸水

（広島事務所）

- 16 貨物船泉翔丸座洲
- 17 貨物船第十一共同丸運航不能（機関損傷）

（門司事務所）

- 18 水上オートバイ K E N G I R O II 被引浮体搭乗者負傷
- 19 漁船黒潮丸運航不能（機関損傷）
- 20 漁船第五竹吉丸衝突（防波堤）

21 引船兼押船第二十庄栄丸乗揚

22 プレジャーボート HAYABUSA 運航不能（燃料パイプ破損）

23 コンテナ船 X-PRESS ANNUAPURNA 漁船第八白鷗丸衝突

（長崎事務所）

24 漁船大竜丸漁船豊昌丸衝突

25 モーターボート長福丸乗揚

（那覇事務所）

26 漁船とも丸運航不能（燃料不足）

27 プレジャーボートなみ丸乗揚

28 漁船友神丸乗揚

船舶事故等調査報告書

平成24年4月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第163号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年9月8日（木） 06時50分ごろ	
発生場所	静岡県伊豆市土肥港南防波堤西方沖 土肥港南防波堤灯台から真方位225° 75m付近 (概位 北緯34° 54.8′ 東経138° 47.1′)	
事故等調査の経過	平成23年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第七^{よね}米丸、3.26トン S03-15724（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 手漕ぎボート ^{いちわか}一若丸、全長3.75m なし、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 操縦者B、海技免状等なし</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A なし</p> <p>B 右舷中央部外板に破口</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、土肥港の南防波堤西方沖を自動操舵により約12ノット（kn）の速力で土肥港に向けて航行中、船長Aが、前方約300m付近で釣りをしているB船を視認したことから、徐々に約3.5knの速力まで減速した。</p> <p>船長Aは、そのままの進路で航行してもB船に衝突するのではないと思ったが、付近に定置網があり、南防波堤も近かったことから、更に速力を落とそうと思い、現在の主機の回転数を確認するため、B船から目を離し、操舵室から主機の回転計が設置された機関室側を見ていたところ、平成23年9月8日06時50分ごろA船の船首とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、南防波堤西方沖で錨泊中、操縦者Bが、右舷船尾に座って釣りを行っていたところ、右舷後方約15m付近に接近してくるA船に気付き、衝突するおそれを感じたことから、船尾方の海面に飛び込み、衝突したA船に自力で泳いで乗り込んだ。</p> <p>操縦者Bは、B船に救命胴衣を備えていたが着用していなかった。</p> <p>B船は、A船にえい航されて土肥港に入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の終期、潮高 約0.6m</p>	
その他の事項	操縦者Bは、軽度の難聴であった。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし

	<p>判明した事項の解析</p>	<p>A 船は土肥港に向けて航行中、B 船は錨泊中、土肥港の南防波堤西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長 A は、減速しようとして主機の回転数を確認するために B 船から目を離し、操舵室から主機の回転計が設置された機関室側を見ており、見張りを行っていなかったことから、B 船へ接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長 B は、釣りを行っていたところ接近する A 船に気付き、海に飛び込んだものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、土肥港の南防波堤西方沖において、A 船が土肥港に向けて航行中、B 船が錨泊中、船長 A が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自船の進路方向に錨泊船等を認めた際には、確実に衝突が避けられるまで、相手船の動静監視を続けること。 	